

○津軽広域連合し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営条例 施行規則

(平成28年 3 月 8 日規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津軽広域連合し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営条例（平成28年津軽広域連合条例第 8 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休業日)

第 2 条 施設の使用時間は、午前 8 時30分から午後 4 時までとする。

2 施設の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日まで

3 施設の使用時間及び休業日は、広域連合長が特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

(使用許可申請等)

第 3 条 条例第 4 条の規定により許可を受けようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、条例第 4 条の規定により許可したときは、施設使用許可証（様式第 2 号。以下「許可証」という。）を交付する。

3 前項の許可証の交付を受けた者（以下「施設使用者」という。）は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手数料の徴収方法)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定するし尿等に係る手数料は、搬入量を 1 か月ごとに集計し、津軽広域連合会計規則（平成10年津軽広域連合規則第 5 号）第 2 条の規定による納入通知書により納付するものとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 施設使用者は、指定期限内に当該手数料を納付しなければならない。

(処分手数料の減免)

第 5 条 条例第 7 条第 3 項の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、処分手数料減免申請書（様式第 3 号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、審査のうえこれを決定し、当該申請者に対し処分手数料減免決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(搬入手続)

第 6 条 施設使用者が施設にし尿等を搬入しようとするときは、許可証を提示し、検査を受けなければならない。

(許可証の返還)

第 7 条 施設使用者は、許可証の有効期間が満了したとき又は許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに許可証を広域連合長に返還しなければならない。
(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するため必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

施設使用許可申請書

年 月 日

津軽広域連合長 殿

申請者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (事業所名)
 代表者氏名

廃棄物の種類	☐し尿 ☐浄化槽汚泥 ☐農業集落排水汚泥 ☐			
使 用 車 両	車 種	登 録 番 号	積 載 容 量	車 両 自 重
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入場所	津軽広域クリーンセンター			
備考 関係市町村長の発行する収集運搬の許可証の写しを添付のこと。				

※下の欄は記入しないで下さい。

課 長	課長補佐	係 長	係	許 可 第 号 年 月 日

上記申請について 許可・不許可 してよろしいか。
(理由)

様式第 2 号（第 3 条関係）

施設使用許可証 年 月 日				
申請者 住 所 （所 在 地） 氏 名 （事業所名） 代表者氏名				
廃棄物の種類	☐ し尿 ☐ 浄化槽汚泥 ☐ 農業集落排水汚泥 ☐			
使用車両	車 種	登録番号	積載容量	車両自重
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入場所	津軽広域クリーンセンター			
備考 1 この許可証は、施設に搬入するとき必ず提示してください。 2 広域連合を組織する地方公共団体の区域以外から排出された 廃棄物を搬入することはできません。				
第 号 上記のとおり許可します。 年 月 日 津軽広域連合長 印				

様式第3号（第5条関係）

処分手数料減免申請書					
年 月 日					
津軽広域連合長 殿					
申請者 住 所 （所在地） 氏 名 （事業所名） 代表者氏名					
区 分	☐ 処分手数料				
廃棄物の種類	☐ し尿 ☐ 浄化槽汚泥 ☐ 農業集落排水汚泥 ☐				
使 用 車 両	車 種	登録番号	積載容量	車両自重	
搬入回数及び量	回 kg				
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
減 免 申 請 理 由					
上記の申請に基づき、審査の結果次の とおり決定してよろしいか。					
広域連合長 事務局長 課長 課長補佐 係長 係				通知 年 月 日	
				決裁 年 月 日	
				起案 年 月 日	
決 定 区 分		☐ 許可する。 ☐ 許可しない。			
決 定 理 由					

様式第4号（第5条関係）

処分手数料減免決定通知書

年 月 日

殿

津軽広域連合長

印

年 月 日付で申請のあった処分手数料の減免について
次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 承認する。 ☐ 承認しない。			
廃 棄 物 の 種 類	☐ し尿 ☐ 浄化槽汚泥 ☐ 農業集落排水汚泥 ☐			
使 用 車 両	車 種	登 録 番 号	積 載 容 量	車 両 自 重
搬入回数及び量	回 kg			
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件 及 び 指 示 事 項				
承 認 し な い 理 由				

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。